

世田谷区からの重要なお知らせです
令和2年度の実績報告様式をダウンロードして、御提出ください。

事務連絡
令和3年6月28日

障害福祉サービス事業運営法人(事業所)等
代表者様

世田谷区障害福祉部
障害保健福祉課長 宮川 善章

令和2年度障害福祉サービス等処遇改善実績報告書の提出について（依頼）

日頃より、世田谷区の障害福祉行政への御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。
標記の件について、令和2年度（サービス提供月が令和2年4月から令和3年3月までの分）の実績報告を下記のとおり御提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 報告対象

令和2年度障害福祉サービス等処遇改善計画書を提出した全法人（事業所）

※令和2年度に、福祉・介護職員処遇改善(特別)加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算（以下、「加算」）の計画書を、世田谷区宛てに提出した法人（事業所）は、サービス提供が無く実際の加算額が0円の場合も提出が必須です。

※令和2年4月1日より、障害児通所支援と障害児入所支援の指定等の事務・権限が東京都から区へ移譲されたことに伴い、当区において指定障害児通所支援事業等を実施している場合には、世田谷区への報告が必要です。

2. 報告単位

令和2年度に計画書を提出した単位ごと

（法人一括で提出した場合は法人一括、事業所単位で提出した場合は事業所単位）

※なお、本事務連絡は各事業所宛てに送付しております。法人単位で届出を行なった場合は、法人にも情報提供していただきますようお願いいたします。

3. 提出方法

原則、**郵送**にて御提出ください。

※メールによる提出はできません。

※世田谷区から受理の御連絡はいたしません。

※郵送封筒の表面に「R2福祉・介護職員処遇改善（特別）加算等実績報告書の提出」と明記してください。

4. 提出期限 **厳守**

令和3年7月30日（金曜日）必着

5. 提出様式

世田谷区ホームページへ掲載しております。

【令和2年度処遇改善（特別）加算等について】

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/002/017/d00185431.html>

※作成に当たっては、様式シート名「はじめに」をよく御読みください。

重要 留意事項

(1) 実績報告書の提出について

年度途中で廃止・休止した場合や、加算を受け取っていない場合であっても、計画書を提出している場合には実績報告の提出が必要となります。

なお、実績報告書を提出いただけない場合、加算額以上の賃金改善が行われない場合など、加算の算定要件を満たしていない場合には、全額返還となる場合があります。

(2) 実績報告書を提出後に差し替える場合の対応について

郵送封筒の表面には、「【差替】R2福祉・介護職員処遇改善（特別）加算等実績報告書の提出」と明記してください。

差替書類を提出する場合は、どこが修正されたのかが分かるようにして御提出ください。

また、差替書類の提出も令和3年7月30日（金曜日）必着です。

（到着書類審査後、区から再提出を依頼した場合を除く）。

参考 「令和3年度福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業」について

東京都では、東京都社会保険労務士会に委託し、令和3年度福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業を実施しています。社会保険労務士が、加算の新規取得やより上位の区分の取得に向けた指導・助言・書類作成補助等を電話又は訪問にて実施しております。

加算の制度や計画書の書き方等に関する動画も東京都社会保険労務士会ホームページにて配信中ですので、是非御視聴ください。（令和3年度報酬改定を反映した動画も、今後掲載予定です。）

【提出先・お問合せ】

〒154-8504

東京都世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区 障害福祉部

障害保健福祉課 事業者指定・指導担当

電話：03-5432-2243

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
（平日のみ）